

「はい、こちら企業の
労働110番です」

新たにパートタイム労
働者を雇つた社長さんか
らのご相談でした。パ
ートタイム労働者の保険に
ついて、詳しく知りたい

を満たす場合は、労働保
険や社会保険に加入する
義務が生じます。

それでは、最初に労働
保険について詳しく説明
します。

労働保険には
労災保険と雇用
保険があります。

名北協会相談員日誌 52

こちら企業の 労働110番です



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 篠 百合子

パート労働者の労働保険、社会保険の加入について

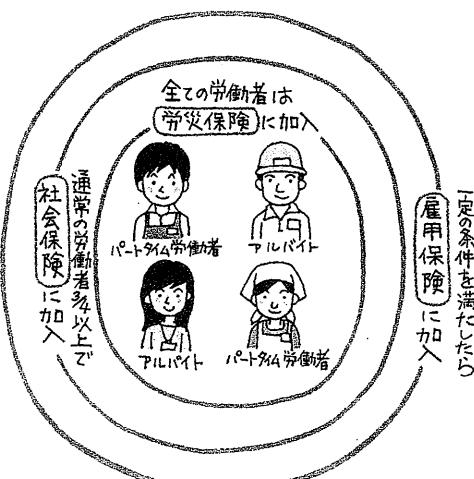
また、雇用保
険は、1週間の
労働時間が20時
間以上、かつ1
カ月以上の雇用
見込みがあると

労災保険にはパ
ートタイム・ア
ルバイトも含め
たすべての労働
者を加入させる
義務があり、保
険料はすべて会
社負担となります。

いう労働者が対象となり
ます。保険料は、会社と
労働者でそれぞれ負担し
ます。労災保険は、業務上の
事由または通勤による労
働者の負傷、疾病、障害、
正社員を雇用した場合
は、労働保険と社会保険
に加入する必要がありま
すが、パートタイム労働
者についても一定の条件

のことでした。

のことでした。



死亡等に対する保険給付
があります。雇用保険は、
失職した場合の求職者給
付、レベルアップのため
の教育訓練給付、育児休
暇や介護休暇等に伴う雇
用継続給付等が受けられ
ます。労働者にとっては
安心して働くことができます。

被扶養者の疾病、
負傷、死亡または
出産に関する
保険給付があり
ます。厚生年金
保険につきまし
ては、労働者の
老齢、障害及び
死亡について保
険給付があり、
共に労働者及び
その遺族の生活
の安定と福祉の
向上が見込めま
す。

なお、当協会労働保
険の事務組合では、労働保
険の事務委託を行っていま
す。事務手続きを迅速・
確実に代行するだけでは
なく、無料労働相談、講
習、各種支援等協会事業
もご利用頂けます。また、
社会保険に関しましても
社会保険労務士である当
協会の相談員が、ご加入
等のアドバイスを行いま
す。

お気軽にご相談下さい。
イラスト・森沢康代

会員事業場専用無料相談ダイヤル
「企業の労働110番」

電話 <052> 961-7110
FAX <052> 961-9635
メールアドレス

rourmu@meihokuroku.or.jp